

令和3年度 第2回  
香美市障害者自立支援協議会

日時 : 令和4年2月16日(水) 10:00

場所 : Web会議(香美市役所本庁舎3階会議室2)

## 日 程

1 会長挨拶

2 議 事

(1) 報告 1 相談支援部会からの報告

(2) 報告 2 子ども支援部会からの報告

(3) 議題 1 高知県障害者自立支援協議会への提言について

3 その他

4 副会長あいさつ

# 報告1 相談支援部会からの報告

## 1 開催状況

- 4月21日 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る意見交換  
本年度の相談支援部会の日程や協議内容についての意見交換  
－個別ケースの情報共有についての在り方  
－開催頻度を毎月から2か月毎に改める  
－就労関係や障害児（医療的ケア児）に関する部会の設置  
参加機関の人事異動や取組状況についての情報交換  
－生活福祉資金貸付制度の貸付状況についての報告
- 6月16日 新型コロナウイルス感染症に係る情報共有  
参加機関の取組状況についての情報交換  
本年度の相談支援部会の協議内容についての意見交換  
－個別ケースの情報共有についての在り方  
－子ども支援部会の設置
- 8月18日 新型コロナウイルス感染症に係る情報共有  
－ショートステイの利用状況についての意見交換  
子ども支援部会の設置についての意見交換  
参加機関の取組状況についての情報交換  
個別ケース（3-2108-1-1）の情報共有
- 10月20日 新型コロナウイルス感染症に係る情報共有  
参加機関の取組状況についての情報交換  
個別ケース（3-2108-1-1）の経過報告
- 12月 休会（欠席機関多数）
- 2月 休会（新型コロナウイルス感染症の影響）

## 2 今後の方針

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、その後に障害者総合支援法へと改正されてから、約10年が経過しました。当初は、大きく変更となった障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用に向けての調整といった基本的な事項が関係者にも十分理解されていないこともあり、これまで、個別のケースを通じて様々な課題が本会で検討されてきました。

今後は、本会の中で浮かび上がってきた課題をそれぞれの専門部会の中で検討し、提案された対策の検証や周知実行を軸に活動していく予定です。

## 報告2 子ども支援部会からの報告

### 1 開催状況

- 11月27日 子ども支援部会を設置するための準備会（地域活動支援センター「香美」、中央東福祉保健所、健康介護支援課、福祉事務所、市教育委員会）  
 一部会の目的、協議期間、参加機関の検討
- 12月9日 第1回開催  
 部会の設置基準について協議  
 部会長として、放課後等デイサービス事業所すきっぷの藤堂代表を選任  
 本市の障害児支援に係る各機関の取組状況と課題について意見交換  
 各機関が相互に連携するための課題整理、ルール作りが必要
- 1月18日 第2回開催  
 保育所等訪問支援について、各機関が他機関に期待することを軸に課題整理  
 受入側の保育士や教員に、支援内容の理解が進んでいない（「適切な支援頻度が判断できない」、「保育園や学校側の個別支援計画と不整合」、「助言等を引き継いでいない」といった課題が発生）  
 中学校以上は、教科毎に教員が変わるため、教員間での情報共有が課題  
 年度替わりに担当教諭が変わるため、教員間の引継ぎが課題  
 次年度も引き続き本会を開催することを決定  
 5月、9月、1月の第3火曜日の午前10時を基本に開催を予定

### 2 今後の方針

放課後等デイサービス、児童発達支援についても、保育所等訪問支援と同様に課題を整理し、対策について協議を進めていく。

### 3 医療的ケア児

現在、本市が把握できている医療的ケア児の数は、下表1-1のとおりで、入学や障害児通所支援の利用にあたり、ケース会等の個別の支援を行っている児童はいません。

表1-1 医療的ケア児の内訳

人工呼吸器	気管切開	鼻咽頭エアウェイ	酸素療法	たん吸引	ブライザー吸入	IVH	経管栄養	透析	導尿	人工肛門
0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	(1)*

\*IVHの対象児と同じ児童

#### 4 障害児通所支援の支給決定状況

利用者は、増加傾向にあり、ほとんどの保育園、学校に利用者がいます。

表 1 - 2 障害児通所支援の支給決定数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3*
児童発達支援	16	15	12	13	13	11	20
放課後等デイサービス	27	34	53	33	31	35	37
保育所等訪問支援	4	7	4	0	4	19	32
支給決定者数	37	40	47	52	63	67	73

\*12月まで

表 1 - 3 保育園及び学校別支給決定状況

通園/通学先	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
あけぼの保育	7	0	4
なかよし保育	3	0	2
片地保育	3	0	1
新改保育	2	0	2
美良布保育	0	0	1
大栃保育	0	0	0
山田幼稚	3	0	3
第2幼稚	2	0	1
山田小学校	0	8	3
舟入小学校	0	4	3
楠目小学校	0	5	5
片地小学校	0	0	0
香長小学校	0	2	0
大宮小学校	0	0	0
大栃小学校	0	1	0
山田特別(小)	0	4	1
土佐希望(小)	0	2	0
赤岡小学校	0	1	0
鏡野中学校	0	1	4
香北中学校	0	1	0
大栃中学校	0	1	0
山田特別(中)	0	2	1
若草特別(中)	0	1	0
山田特別(高)	0	4	1
合計	20	37	32

# 議案1 高知県障害者自立支援協議会への提言について

## 1 経過、主旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、約2年にわたり短期入所の利用が、大きく制限されている状況が続いている。家族等の介助者の急用や急病時に障害児・者が生活する場所がなく、在宅生活をおくっている障害児・者やその家族は、不安な生活を余儀なくされている。また、レスパイトの必要な家族にあっては、精神的にも肉体的にも疲弊しており限界をむかえている。

原因は、県内の短期入所事業所の多くが、施設入所支援施設との併設型又は空床型で、単独型事業所は、3事業所、定員総数12人（令和3年5月1日時点）と非常に少ない状況にあるなかで、入所施設では、施設入所者の一時帰宅や面会を極力抑えることで、新型コロナウイルス感染症の感染防止に取り組んでいることから、支援するエリアや職員を分離できない併設型又は空床型の短期入所事業所は、サービスの提供を控えるほかないためです。

また、短期入所の利用は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前から、数ヶ月先まで予約で埋まっているような状況で、利用者のニーズに十分対応できていない状況が続いてきている。これは、現在の報酬算定基準では、短期入所のみでは事業所の維持が難しいことが理由と考えられる。

国の定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、基本理念として『入所等から地域生活への移行』が謳われているが、こうした状況では、やはり施設入所を優先せざるをえない。

## 2 提言内容

- (1) 高知県においては、一定の条件で（介助者の治療や入院、過度の疲労、社会通念上必要不可欠な外出等又は虐待行為）、短期入所を利用するためのサービス利用者本人及び同居家族の新型コロナウイルス感染症の検査体制の整備をすること。
- (2) 利用前10日程度の行動に感染リスクの高い行動がなく、サービス利用者本人及び同居家族の新型コロナウイルス感染症の検査の結果が陰性であった場合は、短期入所の利用を認めることを高知県知事名で各事業所へ通知すること。
- (3) 単独型短期入所施設の事業所（定員）を増やすべく、十分に運営できるだけの設置基準、報酬算定基準に改めるよう国に働きかけを行うこと。
- (4) 今回の新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の発生初期においては、社会福祉法人のような民間事業所では、その感染リスクを十分に許容できるだけの人的、財政的な体制を整備することは非常に困難であることや本県の課題である南海トラフ巨大地震の発生後の重度障害者の避難先確保のためにも、一定規模の公設の短期入所施設を整備すること。

### 3 参考情報

本市が支給決定した短期入所の利用状況の推移は、下表のとおりで、支給決定者数は、微増の傾向にあるものの、年間利用日数は減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の広がりを受けた令和2年、令和3年は、特例的な短期入所の利用者（いわゆるロングショート）と県立の土佐希望の家と療育福祉センターを除いた利用実績は大きく落ち込んでいる。

更に、県内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生し続けている令和3年は、ほとんどの方が短期入所を全く使えていない。また、表2-2にある利用できた方は、特定の方に限定されている。

表2-1 短期入所の利用状況（1月から12月）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
支給決定者数	27	30	35	43	35
年間利用日数	904	881	736	630	511
うち、特例利用	0	0	0	256	181
うち、県立	168	99	162	166	239
そのほか	736	782	574	<u>208</u>	<u>91</u>

表2-2 新型コロナウイルス感染症の県内の感染状況と短期入所の利用状況

令和2年	利用者数	県内の陽性者数	令和3年	利用者数	県内の陽性者数
1月	6	0	1月	0	184
2月	9	1	2月	1	37
3月	0	16	3月	1	33
4月	0	57	4月	1	123
5月	0	0	5月	0	408
6月	4	0	6月	1	356
7月	4	6	7月	1	263
8月	0	45	8月	2	1,373
9月	0	13	9月	1	632
10月	3	6	10月	0	64
11月	4	8	11月	0	2
12月	3	511	12月	2	1

○香美市障害者自立支援協議会設置要綱

平成27年3月25日

告示第57号

改正 平成29年3月22日告示第39号

改正 令和元年8月22日告示第64号

香美市障害者自立支援協議会設置要綱（平成19年香美市告示第115号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援することを目的とする。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる機関（以下「関係機関等」という。）で組織する。

- (1) 委託相談支援事業所
- (2) 障害福祉サービス提供事業所
- (3) 障害児通所支援事業所
- (4) 障害児（者）団体等関係者
- (5) 保健、福祉及び医療関係機関
- (6) 就労支援及び雇用関係機関
- (7) 教育関係機関
- (8) 県及び市行政関係部署等

(9) その他市長が必要と認める機関等

(構成等)

第4条 協議会は、全体会と専門部会で構成する。

- 2 全体会は、関係機関等の代表者（以下「全体会の委員」という。）で構成する。
- 3 全体会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期内に全体会の委員の交代があった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 全体会の委員は、再任することができる。
- 5 専門部会は、関係機関等の意見を踏まえ構成員を調整することとし、関係機関等の実務担当者（以下「専門部会の委員」という。）で構成する。

(全体会)

第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部会の設置や廃止、関係機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。

- 2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所社会福祉班が処理する。

(秘密の保持)

第8条 全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第39号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月22日告示第64号）

この告示は、令和元年9月1日から施行する。